

令和6年度埼玉県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ）
（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

1 背景及び目的

ニホンジカによる自然植生被害及び農林業被害の軽減を図るため、埼玉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）に基づき、個体数管理のため埼玉県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定する。

（注）第二種特定鳥獣管理計画の目標を踏まえ、当該都道府県内における指定管理鳥獣の生息状況（生息数、生息密度、分布、個体数推定、将来予測等）及び被害状況（農林水産業、生態系、生活環境等）を勘案して、指定管理鳥獣捕獲等事業によって個体群管理のための捕獲等を強化する必要があることを簡潔に記載する。

2 対象鳥獣の種類

ニホンジカ

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域は、埼玉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）の管理地域区分に基づくユニット別に、捕獲実施区域としてのエリアを設定する。

（注）一部ユニットの重複あり

（1）ユニットA

実施区域名	実施期間
はんのう ひだか 飯能・日高エリア	令和6年9月1日～令和7年3月31日 （うち、捕獲作業を行う期間） 令和6年9月1日～令和6年11月14日 令和7年2月16日～令和7年3月5日（22日程度） ※実施は原則土、日曜日とする。

（2）ユニットB

実施区域名	実施期間
あらかわ 荒川エリア	令和6年9月1日～令和7年3月31日 （うち、捕獲作業を行う期間） 令和6年9月1日～令和6年11月14日 令和7年2月16日～令和7年3月5日（各エリア22日程度） ※実施は原則土、日曜日とする。
おおたき 大滝エリア	

<small>かりさか じゅうもんじ</small> 雁坂・十文字 エリア	令和6年4月1日～令和7年3月31日 (うち、捕獲作業を行う期間) 令和6年4月1日～令和7年3月10日 (80日程度) ※本エリアで捕獲作業を行う際は、林野庁関東森林管理局埼玉森林管理事務所と事前調整をする。
---	--

(3) ユニットC

実施区域名	実施期間
<small>あぐま ひのざわ</small> 阿熊・日野沢 エリア	令和6年9月1日～令和7年3月31日 (うち、捕獲作業を行う期間) 令和6年9月1日～令和6年11月14日 令和7年2月16日～令和7年3月5日 (22日程度) ※実施は原則土、日曜日とする。
埼玉県 秩父高原牧場	令和6年11月1日～令和7年3月31日 (うち、捕獲作業を行う期間) 令和6年11月1日～令和7年3月5日 (16,000基日程度)

(注) 原則として1年以内とし、年度をまたいでも構わない。

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

(1) ユニットA

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
飯能・日高エリア	飯能市・日高市・の一部	平成27年度から指定管理鳥獣捕獲等事業を開始したが、自然植生被害の回復に到っていないため。	県立奥武蔵自然公園、県立武甲自然公園、西武蔵鳥獣保護区、名栗小学校鳥獣保護区、名栗げんきプラザ鳥獣保護区、市町村による捕獲事業の実施区域

(2) ユニットB

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
荒川エリア	秩父市荒川小野原、荒川上田野、荒川白久、荒川贄川、荒川日野	平成27年度から指定管理鳥獣捕獲等事業を開始したが、生息密度が比較的高く、自然植生被害の回復に到っていないため。	県立武甲自然公園、矢岳鳥獣保護区、熊倉・中川国有林、市町村による捕獲事業の実施区域
大滝エリア	秩父市大滝、三峰		大滝奥国有林、東京大学秩父演習林、秩父多摩甲斐国立公園、白石山鳥獣保護区、市町村による捕獲事業の実施区域
雁坂・十文字エリア	埼玉森林管理事務所管内国有林の一部		秩父多摩甲斐国立公園、矢岳鳥獣保護区、大血川奥鳥獣保護区、奥秩父鳥獣保護区、白石山鳥獣保護区、奥秩父特別保護地区、埼玉森林管理事務所管内国有林

(3) ユニットC

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
阿熊・日野沢エリア	秩父市・皆野町・本庄市・神川町の一部	平成27年度から指定管理鳥獣捕獲等事業を開始したが、自然植生被害の回復に到っていないため。	県立西秩父自然公園、県立上武自然公園、県立長瀬玉淀自然公園、神流湖鳥獣保護区、市町村による捕獲事業の実施区域
埼玉県秩父高原牧場	皆野町・東秩父村の一部	生息拡大分布域の最前線であり、ニホンジカの高密度化及び生息分布域の拡大を防ぐため。	県立長瀬玉淀自然公園、市町村による捕獲事業の実施区域

- (注) 1 実施区域欄には、実施区域の名称を記載する。
 2 住所等欄には、市町村名及び地名を可能な限り詳細に記載する。
 3 選定理由欄には、実施区域の地形、被害状況、既存の捕獲等の実施状況等を踏まえ、当該地域を選定した理由を記載する。
 4 他法令等欄には、国・都道府県指定鳥獣保護区、国立・国定公園、国有林、鳥獣被害防止特措法に定める被害防止計画の対象地域、国や市町村による捕獲事業の実施区域等、事前の調整や協議等が必要な地域と重複する場合には、その名称を記載する。
 5 実施区域の全体を示す地形図等の図面を添付すること。

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名		指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
ユニットA	飯能・日高エリア	捕獲頭数 75頭
ユニットB	荒川エリア	捕獲頭数 40頭
	大滝エリア	捕獲頭数 50頭
	雁坂・十文字エリア	捕獲頭数 120頭
ユニットC	阿熊・日野沢エリア	捕獲頭数 75頭
	埼玉県秩父高原牧場	捕獲頭数 100頭
合計		捕獲頭数 460頭

(注) 第二種特定鳥獣管理計画の管理の目標を踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業の目標として、捕獲数等の具体的な数値を記載すること。

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

(1) 捕獲等の方法

① 使用する猟法と規模

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模
飯能・日高エリア、荒川エリア、大滝エリア、阿熊・日野沢エリア	銃猟による巻狩り ※銃猟においては非鉛製銃弾の使用に努める。 ただし非鉛製銃弾を使用できない場合は、半矢個体を作らないよう確実に仕留められる個体のみを射撃し、捕獲個体についても鳥類等に摂取されないよう適切に処分することについて、捕獲従事者への指導を徹底する。	各エリア22日程度 (各エリア330人日程度)
雁坂・十文字エリア	銃猟による忍び猟等(ライフル銃を使用できるも	80日程度 (200人日程度)

	のとする。) わな猟（くくりわな） ※銃猟においては非鉛製銃弾を使用	
埼玉県秩父高原牧場	銃猟（止めさしのみ） わな猟（くくりわな）	150日程度 (16,000基日程度)

- (注) 1 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成段階で記載可能な範囲で簡潔に記載する。なお、受託者との調整の上で決定する場合においては、現時点で記載可能な事項や想定する内容を記載するにとどめるものとする。
- 2 使用する猟法は、銃猟（誘引捕獲、忍び猟、巻狩り等）、わな猟（くくりわな、箱わな、囲いわな等）、網猟等の別について記載する。なお、銃刀法第5条の2第4項第1号に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」として、認定鳥獣捕獲等事業者にライフル銃を所持させ、ライフル銃を用いた指定管理鳥獣捕獲等事業を委託し、実施させる必要がある場合は、ライフル銃の使用について記載すること。また、銃猟にあつては非鉛製銃弾を使用する旨を記載する。ただし、非鉛製銃弾を使用できない場合は、鳥類の鉛中毒を防止するための具体的な措置を記載すること。
- 3 捕獲等の規模は、日数、人数、人工数、回数、わなの設置数等により目安を記載する。

②作業手順

<p>【関係者との調整】</p> <p>受託者は、地域住民、関係行政機関、農林業団体、地区猟友会、その他関係団体等の相互の連携を密にし、事業を実施する。</p> <p>特に、ニホンジカは行動範囲が広いため、都県境を越えて生息する個体に関し、情報の共有化や共同での捕獲など、隣接都県との連携に努める。</p> <p>【捕獲等の実施】</p> <p>認定鳥獣捕獲等事業者等に委託し、捕獲等を実施する。</p> <p>【安全管理】</p> <p>受託者は、捕獲作業における指揮命令系統図、緊急連絡網及び事故対応マニュアルを整備する。</p> <p>捕獲従事者は、猟野において目立つ色のベスト及び帽子等を着用する。</p> <p>【捕獲等をした個体の回収・処分方法】</p> <p>捕獲個体については、鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、鳥獣保護管理法）その他の法令に違反することがないように適切に処理する。</p> <p>【錯誤捕獲への対応方針】</p> <p>原則わな猟は、埼玉県秩父高原牧場及び雁坂・十文字エリアにおける実施とすることとし、錯誤捕獲があつた場合は、受託者等が迅速に処理する。</p> <p>【捕獲情報の収集、評価等】</p> <p>受託者から、捕獲個体の捕獲場所・性別・体長等の情報を収集し、専門家等の意見を踏まえ、事業を評価する。</p>
--

(注) 事前調査の実施、関係者との調整、捕獲等の実施、安全管理、捕獲等をした個体の回収・処分方法（廃棄物としての適切な処理方法及び食肉等としての利活用をする予定がある場合はその旨）、錯誤捕獲への対応方針（わな猟・網猟の場合）、捕獲情報の収集、評価等、作業手順について、想定される内容を記載する。

(2) 捕獲等をした個体の放置に関する事項（実施する場合に限る。）

実施しない。

(3) 夜間銃猟に関する事項（実施する場合に限る。）

実施しない。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

【事業の実施主体】
埼玉県

【事業の実施形態】
委託

【委託の範囲】
指定管理鳥獣の捕獲

【想定される委託先】
認定鳥獣捕獲等事業者又は法人であつて、認定鳥獣捕獲等事業者と同等以上の技能及び知識並びに安全管理を図るための体制を有し、委託しようとする指定管理鳥獣捕獲等事業を適正かつ効率的に実施できると認められるもの。

(注) 事業の実施主体として、都道府県名又は国の機関名を記載する。さらに、指定管理鳥獣捕獲等事業を直営で行うか委託するかを記載し、委託する場合は、委託の範囲と、想定される委託先（認定鳥獣捕獲等事業者への委託を想定等）があれば記載する。結果の把握及び評価並びに計画の改善を実施し得る体制を整備する場合や、大学・研究機関及び鳥獣の研究者等の専門家との連携をする場合はその旨を記載する。

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

銃による捕獲を行う場合には、捕獲場所周辺に「指定管理鳥獣捕獲等事業（猟銃使用）実施中」等の看板等を設置する。

(注) 住民の安全の確保のために必要な事項として、想定する事項を記載する。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

静穏の保持を目的として指定された特定猟具使用禁止区域（銃）内での事業実施に際し、受託者は事前に関係者と実施について協議し了承を得るとともに、止むを得ず発砲する場合は、発砲回数を必要最小限にするなど、静穏の保持に配慮する。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

鳥獣保護管理法その他の関係法令を遵守するものとする。

(2) 事業において配慮すべき事項

捕獲に伴う事故の防止に万全を尽くすものとする。

(3) 地域社会への配慮

ハイカー・釣り人向けに捕獲場所に通じる林道のゲート等に「指定管理鳥獣捕獲等事業実施中」等の看板等を設置する。